

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

1 業務目的

本業務は、臨港道路福島沖洲線にある陸間（徳島市南末広町4丁目：徳島港－71：W=12.8m、H=0.95m）を道路の縦断を調整することにより、予算の範囲内で当該陸間を撤去（陸こうをオーバーパス）することができるかの可能性を検討（概略的な設計）するものである。

また、予算の範囲内で撤去可能となった場合は、別業務において、予備設計、詳細設計など次の段階への基礎的な資料とする。

2 業務内容

（1）設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、本仕様書に示す業務内容を確認し、課題点及び設計における着目点を整理し、業務計画書を作成する。

(2) 資料収集

本業務に関する既存資料（４．既存データ、公図、土地利用状況など）について収集・整理を行う。

(3) 現地踏査

収集資料をもとに現地踏査を行い、現況施設の状況、近接構造物、土地利用状況、施設の利用形態、占用物件等を把握し、併せて施工の観点から地形的制約や支障物件等について整理する。

また、既存平面図の補完的な測量及び簡易的な縦・横断確認測量並びにポイントとなる場所の高さ測量を実施し、既存データを補完する。

なお、当該測量に用いる基準点及び高さは任意に設置しても構わない。

(4) 技術的可能性の検討（平面、縦断、横断、仮設等の検討）

ア 既存工法での撤去の可能性検討（現在の陸間位置及び西（又は東）にずらした位置の２案程度）

イ 既存工法での仮設の可能性検討（上記アが片側通行など既存交通に大きな支障を与えないで可能かの概略検討）

ウ 周辺道路及び店舗・施設、上下水道、側溝などへの影響を評価

(5) 予算の範囲内での可能性検討（概算工事費算出）等

ア 概算工事費用（概ね５０百万円単位）

イ 説明資料等作成及び聞き取り調査の補助

ウ 庁内説明資料の作成

(6) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、検討内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

(7) 報告書作成

業務の目的と本仕様書を踏まえ、検討内容をとりまとめた報告書を作成する。成果品の提出は、次のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A４チューブファイル） １部
- ・ 電子成果品（電子媒体） ２部（正・副各１部）

(8) 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

- ・ 業務着手時 １回
- ・ 業務中間時 ２回
- ・ 成果納入時 １回